

第 2 回 柏市 農業委員会 総会議事録

1 令和 3 年 9 月 8 日(水)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長 染谷 茂が招集した。

2 場所 沼南庁舎 5 階大会議室 午後 2 時

3 出席した委員は次のとおりである。

< 農業委員 >

1 番	金 子 幸 司	3 番	遠 藤 秀 生
4 番	大 宮 茂 男	6 番	飯 野 文 夫
8 番	石 井 マサ子	9 番	岡 田 英 夫
10 番	寺 島 和 彦	13 番	谷 田 貝 和 代
14 番	平 川 徹	15 番	染 谷 茂
16 番	山 崎 明 久		

16 名中 11 名出席

< 農地利用最適化推進委員 >

17 番	友 野 博 之	18 番	小 川 克 己
19 番	栗 原 豊	20 番	染 谷 織 恵
21 番	大 塚 信 幸	22 番	豊 田 佐智子
23 番	木 村 寿	25 番	濱 嶋 静
26 番	富 澤 英 三	27 番	林 敏 夫
28 番	飯 田 利 明	29 番	石 井 一 美
30 番	砂 川 晴 彦	31 番	坂 卷 儀 治

15 名中 14 名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

2 番	酒 卷 寿 雄	5 番	成 嶋 君 美
7 番	坂 卷 洋 行	11 番	村 越 等
12 番	橋 本 英 介	24 番	関 根 勝 敏

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局 長 寺 嶋 浩

次 長 杉 浦 清
副主幹 原 田 圭 介
副主幹 安 藤 陽 子

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第 4号 農用地利用集積計画の決定について（その1～その2）

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
- (4) 生産緑地地区の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について

(午後2時00分開議)

議長 それでは、ただいまより第2回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員16名中11名、推進委員15名中14名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、日程1、議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 「議長一任」ということですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、指名をいたします。

大宮茂男委員，飯野文夫委員，よろしくお願ひいたします。

次に，日程 2，一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願ひます。

今月の担当は第 2 調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，岡田委員長よろしくお願ひいたします。

岡田委員長 農地第 2 調査会は，去る 8 月 26 日，9 月 3 日，令和 3 年度第 6 回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第 3 条 2 件，第 5 条 1 5 件，主たる従事者証明 1 件について，現地調査並びに面接調査を行いました。現地調査については，新型コロナウイルス感染抑止を目的として，会長，事務局職員，わたくし岡田の計 4 名で実施しました。

次に，令和 3 年 5 月に開催された第 3 4 回総会の議案第 1 号から 2 号の 9 件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは，日程 3，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局お願ひします。

(事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を岡田委員長、お願いいたします。

岡田委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は3ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が自宅から近く通作が便利のため、また、●●在住の譲渡人は相続により農地を取得したものの、自力での耕作が困難のため、贈与による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、塚崎の畑●筆、●●●㎡で、●●●●●、●●●●●などの作付を行う計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 「なし」という声があったので、1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を岡田委員長、お願いいたします。

岡田委員長 2番についてご報告します。

調査会資料は5ページからになります。

本件は、●●●在住の譲受人が隣接する自己所有の農地と一体して耕作するため、また、●●●在住の譲渡人は農業経営を縮小するため、贈与による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、豊四季の畑●筆、●●. ●● m²で、●●●, ●●●●, ●●●などの作付を行う計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

飯野委員 譲受人のご家族の人数が●人ということですが、従事者は何人ですか。

岡田委員長 ●人です。

飯野委員 ●人。分かりました。

それから、経営面積は●● a ですか。

議長 事務局。

事務局 はい。総面積は畑で、農地台帳では●, ●●● m²となっております。

飯野委員 台帳はそうになっている。分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、2番を承認いたします。
議案第1号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局お願いします。

(事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

議案第2号1番から3番につきましては、一体の事業となりますので一括して審議いたします。なお、砂川委員に農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定を準用し、除斥を求めます。

(砂川委員が退席)

議長 それでは審議に入ります。

1番から3番について調査結果の報告を岡田委員長、お願いいたします。

岡田委員長 1番から3番についてご報告します。

調査会資料は19ページからになります。

本件は、売買による権利設定を伴う道路用地への転用許可申請です。
申請地は、大青田の田●筆、●●m²及び畑●筆、●●.●●m²の合計●●.●●m²です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は市内で不動産業を営む法人で、申請地に隣接する国道沿線に交差点の整備工事を行うに当たり、歩道の整備等のために道路の拡張工事が必要となり、道路用地を整備する計画に至ったものです。

計画内容は、農地以外の一体で使用する隣接事業計画と併せて整地の上、農地部分は歩道として拡幅を行い、アスファルト舗装を行います。土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策として、雨水は申請地に隣接する新設側溝に放流。隣接農地と高低差のある境界部分のはり面処理を行い、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番から3番について何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番から3番を承認いたします。

議案第2号1番から3番を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

砂川委員の除斥を解除いたします。

(砂川委員が着席)

議長 それでは、次の審議に入ります。

4番から14番につきましては、一体の事業となりますので、一括して調査結果の報告を岡田委員長、お願いいたします。

岡田委員長 4番から14番についてご報告します。

調査会資料は7ページからになります。

申請地は、大青田の畑●●筆、●、●●●㎡です。

本件は、使用貸借権の設定による農地造成に係る一時転用許可申請です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

申請地は、区画整理工事により嵩上げされる箇所との近接区域であり、工事に伴い高低差が生じ、雨水等が停留し、耕作に支障が出るおそれがあることから、単純埋立て方式により盛土することで隣接区域と地盤高を揃え、畑として耕作環境を整備する計画です。

被害防除対策として、雨水は自然浸透。周囲にあぜ板を設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するよ

うに伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番から14番について何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、4番から14番を承認いたします。

次の審議に入ります。

15番について、調査結果の報告を岡田委員長、お願いいたします。

岡田委員長 15番についてご報告します。

調査会資料は25ページからになります。

本件は、売買による権利移動を伴う資材置場用地への転用許可申請です。

申請地は、逆井の畑●筆、●●●m²です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は市内で建築業を営む法人で、借地である既存の資材置場を土地所有者都合により返還することとなり、代替地が必要になったことから、申請地において資材置場を整備する計画に至ったものです。

計画内容は、1.5tトラック●台及び乗用車●台と鉄パイプ●●●本、足場パイプ●●●本、足場鉄板●●●枚、材木●●●本を保管するもので、場内は砂利敷きとします。

被害防除対策として、雨水は自然浸透。周囲は万能塀及び板柵を設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第2調査会とし

ては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

15番について何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、15番を承認いたします。

議案第2号4番から15番を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第3号「生産緑地に関わる農業の主たる従事者の証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局お願いします。

(事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を岡田委員長、お願いいたします。

岡田委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は29ページからになります。

本件は、●●在住の方が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出するための、農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は、大室の畑●筆の合計●，●●●㎡です。

申請理由は、平成●●年●月，農業経営に欠くことのできない申出者の●が●●●●，当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第2調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」その1～その2を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局お願いします。

(事務局がその1～その2を一括して総括説明)

議長 ありがとうございます。

議案第4号（その1）につきましては、金子委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除外を求めます。

（金子委員が退席）

議長 それでは、議案第4号（その1）の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課お願いします。

農政課 それではご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番は、●●に在住の農業者が、藤心の畑●筆、合計面積●，●●●㎡に新規で使用貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 「なし」という声があったので、承認いたします。

議案第4号（その1）を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

金子委員の除斥を解除いたします。

(金子委員が着席)

議長 次に、議案第4号(その2)の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課お願いします。

農政課 それではご説明させていただきます。

所有権移転の案件です。

計画番号第1番は、●●に在住の農業者が戸張の田●筆、面積●，
●●●㎡の所有権を移転するものです。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、承認いたします。

議案第4号(その2)を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第4号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。

ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。

事務局お願いします。

(事務局が報告事項説明)

議長 ありがとうございます。

いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

次回10月の予定を申し上げます。4日月曜日、5日火曜日が調査会で、4日は午前9時から、5日は午後1時から、別館第5会議室でございます。担当は農地第3調査会です。

8日(金)が総会で、午後2時から中央公民館会議室5A、5B、5Cでございます。

これをもちまして、第2回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

(午後2時35分閉会)